

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
富士見市鶴馬二丁目二九五五番 一地先から同市鶴馬三丁目二九五 三番四地先まで		区 間
九・八〇ゝ 一五・七五	九・〇七ゝ 一三・〇三	敷地の幅員 (メートル)
四六・一九		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考